

キャプティブ管理会社設立

新興ドミサイル・ミクロネシアに

来年3月には3〜4社設立の見込み

フォーサイト・マネジメント社

企業のリスクマネジメントやキャプティブ設立などのコンサルティング業務を請け負うフォーサイトマネジメント(株)は、今年4月17日、キャプティブ新興ドミサイルとして注目されているミクロネシア連邦に同国初となるキャプティブマネジメント会社を設立した。同社の浜田健一郎社長は「国内外で税制が変わる中、多くの日系キャプティブが抱える問題を解決するのに最適な国」と指摘する。同社には既に10社以上から問い合わせがあり、来年3月までにはキャプティブ会社3〜4社、キャプティブマネジメント会社1〜2社が設立される見込みだという。浜田氏は、長期的国策として「日本企業の海外投資戦略ハブ」を目指す同国の姿勢など、日本企業が同国でキャプティブを設立する優位性について七つの要因を強調する。

問い合わせの状況から、同社では今年度末までにキャプティブ会社3〜4社、キャプティブマネジメント会社1〜2社が設立されると見込んでいる。

浜田氏は、同国での日本企業のキャプティブ設立の優位性として七つの

要因①日本企業を意識したキャプティブ制度②法人税率25・5%③海外

立を支援しており、大統領自ら来日してキャプティブセミナーに出席。セミナーなどでは「最大限の策を講じるので日本企業にキャプティブの設立をお願したい」とのコミットメントを明示している。

「法人税率25・5%」

は日本のタックスヘイブン税制の「税率基準25%以下」の適用外となる。

「日本企業に

インフラを整備。既に日系投資会社が10社以上設立されているが、昨年から本格的にキャプティブの誘致を開始した。これに合わせ、法律事務所、会計事務所、キャプティブマネジメント会社、銀行などキャプティブインフラも整い、キャプティブサービスマネジメントの団体、ミクロネシア連邦キャプティブ保険協会も設立された。

キャプティブの新興ドミサイルとして注目されているミクロネシア連邦でキャプティブマネジメント会社を設立したフォーサイトマネジメント社は、日本企業の海外投資戦略ハブを目指す同国では、日本企業を意識した

日本のタックスヘイブン税制(25%超)を意識した税率に、4月に導入された「海外子会社からの配当益金不算入制度」が追い風をかけている。

4月から導入された「海外子会社からの配当益金不算入制度」のもと、今年度以降はさらにメリットが高まった。

「従来は、ミクロネシアの法人税率25・5%課税後、日本に配当した場合、その配当金は日本にある親会社の課税対象所得である益金に算入・合算し、日本の法人税率(約42%)が課税され、ミクロネシアの課税額分を控除、事実上、日本での法人税率と同率の税率となっていた。4月の制

「日本企業を意識したキャプティブ制度」は、

提示する(表)。

同国では国策として日本企業のキャプティブ設

同国では国策として日本企業のキャプティブ設



浜田氏

マイクロネシア連邦キャプティブの優位性の要因

1	日本企業を意識したキャプティブ制度
2	法人税率：25.5%
3	海外子会社からの配当益金不算入制度の導入
4	関連第三者契約の引き受けが可能
5	柔軟なキャプティブの運営
6	既存キャプティブのマイクロネシア連邦への移転によるメリット享受
7	適格現物出資によるキャプティブの設立が可能

適したインフラ」強調

は、シンガポールやガーンジーなど従来のドミサイルからの移転が簡便なため、よりメリットを享受できる。

シンガポールやガーンジーなどでは、5年〜10年経過するに従って日本の企業にとって最適な環境とは言い難くなったと浜田氏はいう。01年に税制が変わったシンガポールでも、この10年で20社ほどあった日本のキャプティブ会社のうち10社ほどが既に移転している。これらの受け皿としてマイクロネシア連邦は最適だと強調する。

「適格現物出資によるキャプティブ設立が可能」な点は、ほかのドミサイルにはない特徴だ。マイクロネシアでのキャプ

ど最適なドミサイルはない」とあらためて強調する。

同じく新興ドミサイルのハワイでは、この10年間で約20社のキャプティブが設立された。ハワイよりも条件の良いマイクロネシア連邦では、5年後までに20社の日系キャプティブが設立されると浜田氏は見込んでいる。

【浜田健一郎氏のプロフィール】

フォーサイトマネジメント(株)代表取締役社長。ARM (Associate in Risk Management)、MBA (シヨージフシントン大学・ファイナンス専攻)、RIMS Fellow、中小企業診断士、CFP (Certified Financial Planner)。

「代理店手数料の増加」「キャプティブ会社としての配当金獲得による収益の拡大」「取引先企業契約を取り込むことによる規模の拡大」などが見込まれ、メリットが大きいという。

「柔軟なキャプティブの運営」については、現地に取締役や資産を不要とする点、また、資産運用の自由度などを挙げ

「既存キャプティブのマイクロネシア連邦への移転によるメリット享受」

「キャプティブを設立し、自ら運営を行い、再保険事業などにも乗り出す場合は、やはり伝統的なパミュータが検討に値する。しかし、日系キャプティブの大多数はキャプティブマネジメント会社に運営を任せる方式。そのような方式であれば、マイクロネシア連邦ほ

1975年一橋大学社会学部卒業、同年安田火災海上保険入社。90年5月シヨージフシントン大学でMBA取得。2000年6月米国安田火災海上保険退社。同年7月シンサージャパン(株)代表取締役就任。01年9月IRMGジャパン(株)に社名変更。07年現職。09年4月マイクロネシア連邦に同国初のキャプティブマネジメント会社、マイクロネシア・インシュアランス・マネジメント社を設立。企業のリスクマネジメント、キャプティブ設立などのコンサルティングで高評価を得ている。

度導入により、マイクロネシアでの法人税額控除後の配当金の95%は法人の益金に不算入となり、実質27%程度の税率負担となり、マイクロネシア連邦の税率を最大限に生かせる環境となった」と指摘する。

「関連第三者契約の引き受けができる」点は、多くの日本企業がキャプティブを設立しているシンガポールには見られない特徴。特に取引先企業の契約を取り込みたい企業代理店にとっては、

交通事故
における

むち打ち損傷問題

栗宇一樹・古笛恵子 編集 【特別寄稿】 浅田浩之 (三菱自動車工業株先行車両技術部) 保険毎日新聞社刊

B5判・315頁
定価3,885円(税込)
送料340円
平成21年3月刊

保険業界のみならず、医学、法学、工学など多くの関係者必読の書
◆ 医学、法学、工学面から分析
◆ 1998年以降の裁判例を中心に検討
◆ 低髄液圧症候群、PTSDにも言及

保険毎日新聞社

〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-4-7
電話 03(3865)1401

お申し込みは FAX 03-3865-1431

インターネットからも
お申し込み可能です → <http://www.homai.co.jp>